

平成 15 年度
包括外部監査報告書の概要

東京都包括外部監査人

包括外部監査報告の概要

1 監査の対象とした特定の事件名（監査のテーマ）

(1) 下水道事業の経営管理について

対象局：下水道局

(2) 農林水産事業の補助金等について

対象局：産業労働局農林水産部

(3) 監理団体の経営管理について

対象団体：東京都下水道サービス株式会社

財団法人東京都農林水産振興財団

2 監査従事者

(1) 包括外部監査人

公認会計士 守屋俊晴

(2) 包括外部監査人補助者

公認会計士	石田清絵	公認会計士	相山一喜
公認会計士	大竹栄	公認会計士	園マリ
公認会計士	大坪秀憲	公認会計士	田中淳
公認会計士	大貫一	公認会計士	萩野眞司
公認会計士	金子邦博	公認会計士	藤宮滋雄
公認会計士	榊原史典	公認会計士	松本英徳
公認会計士	相馬隆行	公認会計士	鷲澤克栄
税理士の資格を 有する者	清水厚子	税理士の資格を 有する者	沈賢伊
米国税理士	成田元男		

(注) 資格ごとの五十音順

3 監査実施期間

平成15年6月17日から平成15年10月28日まで

4 テーマ別の指摘・意見の件数

テ ー マ	指 摘	意 見	合 計
下水道事業の経営管理	5	37	42
農林水産事業の補助金等	9	21	30
監理団体の経営管理	18	17	35
合 計	32	75	107

目次

下水道事業の経営管理について	1
第1 監査の概要.....	2
1 監査の種類.....	2
2 監査の対象.....	2
第2 下水道事業の経営管理の監査の結果	3
<総括的事項に関する指摘と意見>	3
意見(1-1) 不稼動資産の会計処理と跡地等の有効利用	3
意見(1-2) 長期未供用建設仮勘定の整理促進.....	3
意見(1-3) 未利用地と代替地の金利負担を含めた原価管理と有効活用の必要性4	
意見(1-4) 資金の経済的・効率的運用の実施.....	4
意見(1-5) 野川処理区の建設負担金問題の早急な整理解決	5
意見(1-6) 下水道事業に対する都民の理解を深めるための広報活動の推進	5
意見(1-7) 財務情報の積極的な開示による説明責任の遂行と経営指標目標値の設定による効果的な事業経営の推進	5
<事務等の効率化に関する指摘と意見>	6
意見(1-8) 出張所業務の民間委託の推進	6
意見(1-9) 区部処理場の業務委託の促進	6
意見(1-10) 原議書等における押印手続き等の簡素化	6
意見(1-11) 旅費の支給手続き等の簡素化	7
意見(1-12) 文書総合管理システムの導入と事務手続の簡素化.....	7
<管理に関する指摘と意見>	8
意見(1-13) 下水排除検査常習的違反者に対する指導の強化	8
意見(1-14) 水質規制業務の費用対効果の向上.....	8
意見(1-15) 排水設備調査に基く指導啓発.....	8
意見(1-16) 区部における軽量細粒材事業とメトロレンガ事業の継続性の見直し	9
意見(1-17) 流域下水道における汚泥のコンポスト処分の移行.....	9
意見(1-18) 工業用水の使用に伴う汚水の下水道料金徴収業務の水道局への委託の検討	9
意見(1-19) 「せせらぎの里」の無休化	10

意見(1-20) 下水道局全員(非管理職)に対する下水道業務手当の見直し	10
＜契約に関する指摘と意見＞	11
意見(1-21) 日本下水道事業団の管理諸費率の低減化努力	11
意見(1-22) 市場価格の実勢を反映する予定価格の策定	11
指摘(1-1) 毎年の見積単価の見直しの実施	11
意見(1-23) 長期継続工事における発注の取扱いの見直し	12
意見(1-24) 作業および業務委託契約における適切な競争性の維持	12
＜経理に関する指摘と意見＞	13
意見(1-25) あるべき退職給与引当金の会計方針	13
意見(1-26) 修繕引当金の計上方法の見直し	13
指摘(1-2) 暫定使用した建設仮勘定の本来の固定資産への振替	13
意見(1-27) 有形固定資産の減価償却の開始時期	14
意見(1-28) 資産計上すべきソフトウェアの会計処理	14
意見(1-29) 委託料整理簿の整備と有効な管理の実施	14
指摘(1-3) 固定資産に係る取得経費の適切な配賦	15
意見(1-30) 計画的・効率的な固定資産の実地調査	15
指摘(1-4) 長期未精算金の適切な会計処理と事務処理の適正化	15
意見(1-31) 企業債発行差金の発行月からの償却の実施	16
指摘(1-5) 下水道施設の損傷に係る補修費用の請求の取扱い	16
意見(1-32) 流域下水道が負担する総係費等のより適切な算定方法	16
意見(1-33) 管理組織単位ごとにおける原価管理意識の高揚	17
＜流域下水道に関する指摘と意見＞	18
意見(1-34) 下水処理場のネットワーク設備による効率化の促進	18
意見(1-35) 新しい技術の採用による管理費の削減	18
＜東京都下水道サービス株式会社に関する指摘と意見＞	19
意見(1-36) 指導監督責任の十分な遂行	19
意見(1-37) 管理業務委託費の積極的な見直し	19

農林水産事業の補助金等について

第1 監査の概要	22
1 監査の種類	22
2 監査の対象	22
第2 農林水産事業の補助金等の監査の結果	23
＜総括的事項に関する指摘と意見＞	23

意見(2-1) 東京農業の特徴を見据えた補助事業へのシフト化.....	23
意見(2-2) 島しょ漁業関連補助事業見直しの望ましい方向	23
意見(2-3) 補助金交付における評価制度の充実	24
意見(2-4) 補助事業の事後評価実施の必要性.....	24
意見(2-5) 見積り損益計算書の必要性.....	24
意見(2-6) 事業点検調査表の効果的な利用	25
指摘(2-1) 原始証憑の審査対象化.....	25
意見(2-7) 補助事業における事業決定・審査の充実	26
意見(2-8) 補助事業の総括的な審査体制の整備	26
<評価の充実が必要なものに関する指摘と意見>	27
意見(2-9) 活力ある農業経営育成事業の総合的評価の実施	27
意見(2-10) 農作物獣害防止対策事業の実績報告の時期	27
意見(2-11) 林道開設補助金の費用対効果測定の必要性.....	28
<審査手続過程における改善が必要なものに関する指摘と意見>	29
指摘(2-2) 補助事業に伴う事務費等の適切な措置.....	29
指摘(2-3) 指名入札業者の選定に関する審査の見直し	29
意見(2-12) 補助事業に伴う公共工事の審査の見直し	30
指摘(2-4) 実績報告書に事業の内容がより明確となるような報告書を添付することの必要性	30
指摘(2-5) 会議の開催に対する補助事業における追加的費用に対する措置	31
指摘(2-6) 瀬戸沢線林道開設事業における契約変更に際しての必要な手続	31
指摘(2-7) 生産緑地保全整備事業における契約に際しての必要な手続き.....	31
意見(2-13) 林業特別会計の生産高度化資金並びに労働福祉資金における不良債権の管理.....	32
<補助事業の統合、廃止などの見直しをすべきものに関する指摘と意見>	33
意見(2-14) 少額補助金の整理統合の必要性	33
意見(2-15) 中山間地域直接支払制度補助金の見直し	33
意見(2-16) 林業普及事業補助金の見直し	33
意見(2-17) 内水面域振興活動推進事業の見直し	34
指摘(2-8) 多摩森林整備・林業振興事業の見直し.....	34
指摘(2-9) 農村住宅団地育成事業補助の継続の可否	34
<その他の事項に関する指摘と意見>	35
意見(2-18) 小規模土地改良事業の経済的・効率的な発注方法の促進.....	35
意見(2-19) 林道の同時並行工事の重点的施工の実施	35
意見(2-20) 沿岸漁業構造改善事業および島しょ漁業振興施設整備事業における施設の取替更新等を視野に入れた施策展開と指導.....	36

意見(2-21)沿岸漁業構造改善事業および島しょ漁業振興施設整備事業における望ましい耐用年数の適用	36
---	----

監理団体の経営管理について..... 37

第1 監査の概要.....	38
1 監査の種類.....	38
2 監査の対象.....	38
第2 監査の結果.....	39
<東京都下水道サービス株式会社>	39
指 摘(3-1)取締役会の運営の在り方	39
意見(3-1)取締役会の活性化.....	39
意見(3-2)余剰資金の有効活用	39
指 摘(3-2)有明処理場の管理者としての適切な資産管理.....	40
指 摘(3-3)長期未収入金の管理	40
指 摘(3-4)特許権の管理の徹底	40
指 摘(3-5)減価償却計算の誤りとその修正	40
指 摘(3-6)賞与引当金の設定の必要性.....	41
意見(3-3)退職給付債務の計上の必要性.....	41
意見(3-4)都からの派遣職員の退職金要支給額増加額計算と原価管理の利用	41
意見(3-5)税効果会計の適用	42
意見(3-6)重要な会計方針(注記)の充実化.....	42
意見(3-7)デリバティブ取引に係るリスク管理方針の明文化.....	42
意見(3-8)業務別原価管理の実施の必要性	43
指 摘(3-7)SPR 工法の使用許諾に伴うロイヤリティのうち、実施実績のない企業からの報告の入手の必要性	43
意見(3-9)企業法務・企業会計・税務等の研修と民間人の中途採用等による管理部門の充実化	43
指 摘(3-8)交際費の経費削減と記録保存の必要性.....	44
指 摘(3-9)タクシー券の使用についての社内規程等の必要性.....	44
<財団法人 東京都農林水産振興財団>	45
指 摘(3-10)東京都栽培漁業センターの管理運営委託事業における不要な支出の処置.....	45
指 摘(3-11)東京都栽培漁業センターの管理運営委託事業における経理区分の実施	45
意見(3-10)東京都栽培漁業センターの管理運営委託事業の見直し	45
意見(3-11)屋上緑化事業の原価管理の徹底.....	46

意見(3-12)	収益事業と公益事業の明確な区分と利益管理	46
指摘(3-12)	物品等実地棚卸に係る調書の作成と保存	46
指摘(3-13)	苗木生産供給事業における無形財産の財産管理	47
意見(3-13)	苗木生産供給事業における原価の認識と供給の在り方	47
指摘(3-14)	有形固定資産の適正な管理	48
意見(3-14)	借入金の金利に関する適切な管理の実行	48
指摘(3-15)	計算書類の作成の適正化	48
意見(3-15)	野菜価格差補給金制度における支払い時期の迅速化	48
指摘(3-16)	野菜価格差補給金制度における望まれる原価管理	49
意見(3-16)	就農支援資金の管理事務委託手数料の見直し	49
指摘(3-17)	青年農業者確保育成推進事業における業務従事実績の明確化	49
指摘(3-18)	雑費勘定の適切な処理	50
意見(3-17)	局長による監理団体の長の兼任の見直し	50

下水道事業の経営管理について

第 1 監査の概要

1 監査の種類

監査の種類は、地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日 法律第 67 号。以下「法」という。）第 252 条の 27 第 2 項に基く「包括外部監査」である。

2 監査の対象

監査の対象としたのは、「下水道事業の経営管理について」である。

第2 下水道事業の経営管理の監査の結果

< 総括的事項に関する指摘と意見 >

意見(1-1) 不稼働資産の会計処理と跡地等の有効利用(本文17頁)

現在使用されていない、芝浦処理場(汚泥処理工場)・ポンプ棟、南千住ポンプ所、青海ポンプ所および小菅処理場汚泥処理工場の設備(帳簿価額合計15億円)については、不稼働資産の減耗費処理等を行うことによって、下水道局の作成する財務諸表が地方公営企業の財政状態および経営成績を適正に示すようにすべきである。

また、資産の稼働状況に関する管理の充実、より適切な投資効率および休止資産の有効利用に対するインセンティブを高める観点から、早急に、当該施設の資産内容を精査し、再使用計画が明示され、かつ設備としての機能を現に有しているものを除き、処理場用地などで、今後の施設建設までに相当期間を要するものの有効活用を積極的に検討していく必要があると考える。

よって、不稼働資産の資産減耗処理と用地の有効利用を、積極的に図られたい。

意見(1-2) 長期未供用建設仮勘定の整理促進(本文21頁)

建設仮勘定の中で長期にわたる未供用施設が、公共下水道で531億円、流域下水道で42億円ある。森ヶ崎処理場や小菅処理場のように一部の建設仮勘定には、工事完成から20年以上経過しているものもある。

このように長期未供用となっている背景には、様々な不可避的な要因が重なったということもあるが、いずれにしても多額の資金を投入したまま長期間、未使用の状態にある。

よって、建設仮勘定に計上されたままになっているということは、経済的資源を非効率的、非経済的に使用しているということを意味するので、高度処理施設や合流式下水道の改善施設として積極的な転用を促進するなど、未供用施設の有効的な供用に努められたい。

**意見(1-3)未利用地と代替地の金利負担を含めた原価管理と有効活用の必要性
(本文 29 頁)**

以下の未利用地が存在している。

事業用地のうち未利用地	895 億円
区部の高度処理用地として取得した未利用地	67 億円
使用目的が終了し、今後の使用予定がない区部の未利用地	9 億円
流域下水道本部の代替地	49 億円
流域下水道本部の未利用地	6 億円

未利用地については、「有効活用プロジェクトチーム」をつくって、有効活用を図ること、計算上の金利負担並びに保有していることによって発生してくる維持管理費用を計算に入れた原価管理(経済資源の財産管理)を行うこと、その他重要性のあるものから速やかに事業化の是非あるいは売却処分の可能性について、検討することが必要と考える。

よって、未利用地の早急な有効活用を図られたい。

意見(1-4)資金の経済的・効率的運用の実施(本文 31 頁)

平成 14 年度の預金残高は 1,219 億円であるが、企業債の償還方法の変更による部分も含めた余裕資金が内部に留保されているため、手許資金に十分な余裕ができている。

都全体で考えると、仮にこの資金を調達する資金の代わりとして利用することになれば、調達資金との金利差の分だけ節約できる計算であり、金利差を 1.2%とすると、平成 14 年度末保有資金のたとえば 2 割であっても約 3 億円の節約となる。

この手許資金については、今後、満期償還の準備金として適切に管理運用していかなければならないが、全額を預金としておく必要はなく、新たな企業債の発行を抑制するか、もしくは東京都全体での活用等に振向けることが可能である。

よって、手許資金について調達の抑制等による有効活用を図られたい。

意見(1-5)野川処理区の建設負担金問題の早急な整理解決(本文34頁)

野川処理区は、玉川上水以南の武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市および狛江市を受持つ流域下水道地域で、その下水は昭和47年以降現在まで、区部にある森ヶ崎処理場で処理してきている。しかし、関係各市は処理場等の建設費に相当する建設負担金について、東京都下水道局に支払っていない。

この問題には、複雑な背景があると共に、関係各市との協議により結論を出すべきものであるため、東京都下水道局の意向だけで進展できない事情はあるが、結果として過去30年以上にわたり、関係市が建設費を負担していないことは適切な措置ではない。

よって、流域下水道の他の処理区においては処理場建設費を関係市町が負担していることから、関係各市と速やかに協議を図り、早急に建設費相当額の負担を求められたい。

意見(1-6)下水道事業に対する都民の理解を深めるための広報活動の推進(本文36頁)

下水道事業の円滑な推進を図るためには、水環境を良好に保持するという下水道の重要な使命を、都民がより理解したうえで協力することが不可欠である。

よって、水質表示や下水道の流下機能を阻害する原因となる油の処理については、都民が理解しやすく表示し、ホームページ等を活用して広く公開することを、検討されたい。

また、老朽化対策や合流式下水道の改善などの対策とそれにかかる費用および料金の基本的な考え方についても、積極的なPRに努められたい。

意見(1-7)財務情報の積極的な開示による説明責任の遂行と経営指標目標値の設定による効果的な事業経営の推進(本文36頁)

下水道局は、都の一般会計からの繰入金および国からの補助金を受けて、下水道事業を運営する地方公営企業体であり、最大限の経営努力が求められると同時に、重い説明責任を負っている。

よって、公営企業会計の基準に基き都民に対して理解しやすい財務諸表をより積極的に開示することを、検討されたい。

また、「企業の経済性」を発揮するために、経営効率性の目標となる指標を具体的かつ明確に定めて開示し、実績との差を分析して、経営へのフィードバックを図られたい。

< 事務等の効率化に関する指摘と意見 >

意見(1-8) 出張所業務の民間委託の推進(本文 38 頁)

都の職員の1人当り人件費と委託先に対する1人当たり人件費を単純に比較して計算すると差額は155万円になる。

出張所の道路管理者立会、故障処理、住民対応等の業務の一部を委託可能な業務であるとする、これらに従事している都の職員は、約120人であると考えられる。

これらを委託した場合には、業務委託に伴う従事者の人員数が直営の場合と同じであるとしても、人件費差額により、結果として約1億8千万円の経費が削減できる計算になる。

なお、委託をどれだけ進めようとも都が行うべき監督業務は重要であり、業務の品質管理は十分に実施していかなければならないことに変わりはない。

よって、都の職員は、判断業務および指導・監督業務等に重点を置くものとし、その他の業務は、可能な限り民間企業への委託を推進することを、検討されたい。

意見(1-9) 区部処理場の業務委託の促進(本文 40 頁)

現在、流域下水道の処理場については、汚泥処理業務等のみならず、水処理の運転管理業務や保全業務等についても業務委託が行われているが、区部の処理場においては、汚泥処理業務等のみが、委託されているにすぎない。

よって、区部の処理場についても、流域下水道の処理場や他団体の処理場を範にして、業務の効率化を引続き実施し、水処理等についても、委託できる業務については、外部委託を進めるよう検討されたい。

意見(1-10) 原議書等における押印手続き等の簡素化(本文 45 頁)

「小菅処理場水処理電気工事その2工事」におけるひとつの取引について、原議書は7回作成されており、原議書の押印者は、延べ75人である。

ひとつの仮定をおいて計算すると、本件取引における原議書の押印だけで34時間を要している計算になる。

よって、今後、迅速な意思決定を図っていくためには、内部牽制上の必要最低限の承認にし、効率経営を図っていく必要があると考えるので、事務の合理化・効率化・簡素化を検討されたい。

意見（1 - 11）旅費の支給手続き等の簡素化（本文 48 頁）

一回の出張について、多段階の手続きが必要とされているため、場合によっては、その事務量は膨大で、とくに責任のある立場の者ほど押印する書類が大量になっており、当然に作業は過多になっている。

必要とする手続きが多く定められているために職位の上部の者ほど、関係する書類や決裁文書に対する査閲と押印業務が過大となってきた。

よって、押印（承認印）を必要とする範囲（出張地域もしくは金額基準）を限定するなど、旅費事務の簡素化を、検討されたい。

意見（1 - 12）文書総合管理システムの導入と事務手続の簡素化（本文 49 頁）

平成 16 年 4 月から導入する予定の文書総合管理システムの導入前に、早急に協議に関する事務処理の見直しを行い、協議者を必要最小限度の員数にするように、東京都下水道局処務規程第 12 条に規定されている「事案決定への関与（協議）」について、基準を明確にすることや、また、導入する文書総合管理システムの決定後供覧機能を活用するなどの事務手続が必要と考える。

よって、文書総合管理システムの導入前に、事務手続の現状を調査して、審議のスピード化と事務処理の簡素化が可能となるように検討されたい。

< 管理に関する指摘と意見 >

意見 (1 - 13) 下水排除検査常習的違反者に対する指導の強化 (本文 54 頁)

下水排除基準の違反を繰り返す原因としては、経済的・立地条件的な理由により新たな処理施設の設置ができない場合のほか、処理施設を設置しながら、施設の維持管理が不適切であるために排水処理が十分に行われていない場合も多い。

よって、下水道局は、環境改善を進める立場からも、違反を繰り返す事業者に対しては、処理施設の維持管理や運転状況について継続的に立入って、指導・確認するなど、重点的な指導・監視を強化し、下水排除基準不適合事業者の減少に努められたい。

意見 (1 - 14) 水質規制業務の費用対効果の向上 (本文 54 頁)

「事業場の排水規制に関する指導要領」では、水質規制については、「指導」するという立場で業務を実施しているが、そのための事業費は、年間約 12 億円にのぼっている。

そのうち、人件費が 9 割を占めている現状から、水質規制の事業効果を上げるためには、費用対効果の面からも広域的水質監視体制を効率的に進め、従来どおりの「指導」という立場を再検討し、違反する事業場に対する規制を強化されたい。

さらに、指導対象の重点化や、基準を遵守している事業場における自主管理体制を強化するなどにより人的コストを削減し、効果的、効率的な改善を検討、かつ、実施していくほか、水質分析について今後のあり方を明確にし、水質検査業務の民間企業へのアウトソーシングも、費用対効果を勘案して、実行して行くことを検討されたい。

意見 (1 - 15) 排水設備調査に基く指導啓発 (本文 55 頁)

排水設備調査は、新築などで届出のあった排水設備について、宅内ます、トラップ等の設備の良否や図面の正確性等について調査を行うものであり、平成 14 年度では、調査した 8,909 件のうち、要改善が 1,518 件 (17%) であった。

調査していない排水設備について、指摘割合 17%を、そのまま当てはめると未調査の 78,756 件についても 13,000 件程度の要改善が発生した可能性があることになる。

よって、排水設備調査を実施した結果 (誤りの改善指導) に基いて、調査対象外についても、指定事業者に対して指導啓発を行われたい。

意見（1 - 16）区部における軽量細粒材事業とメトロレンガ事業の継続性の見直し（本文 59 頁）

軽量細粒材事業とメトロレンガ事業は、汚泥の資源化事業の一環として、昭和 58 年度並びに平成 3 年度から下水道局の直営で始めた事業であるが、とりわけメトロレンガ事業については生産量が平成 13 年度以降公共工事などの減少を受け、激減している。

環境への配慮と埋立処分地の不足への対応から採算だけで判断できない側面を持っているが、生産量の大小にかかわらず発生する固定費が大きい事業であるため、汚泥 1t あたり約 25 千円～30 千円程度と多額の処理費用を計上し続けることは健全な経営の視点から重要な課題であり、公共性や、多額の設備投資の有効利用の観点等から、さらなる販売努力を続けるか、それとも撤退するかに関し、早期に意思決定する必要がある。

よって、もし継続するならば道路舗装や、公園の花壇など一定の公共工事に関して利用拡大を積極的に図る仕組みを構築するなど、確実な需要創出策が必要であるが、それが困難であるならば、早期に撤退（廃止）を決定されたい。

意見（1 - 17）流域下水道における汚泥のコンポスト処分の移行（本文 61 頁）

流域下水道においては、コンポスト化は量的に小さな割合であり汚泥の全量資源化に与える影響も少ないこと、また、他の資源化方法と比較して汚泥 1t 当たり費用が割高になっている。

よって、コンポスト処분을積極的に継続する意義は薄れているのでコンポスト処분을廃止して、セメント原料化などへ移行することを検討されたい。

意見（1 - 18）工業用水の使用に伴う汚水の下水道料金徴収業務の水道局への委託の検討（本文 63 頁）

工業用水の使用に伴う汚水の下水道料金に係る徴収業務を下水道局が、直接行っている。上記徴収業務を下水道局が行わなければならない合理的な理由は無く、水道局で一括して徴収を行ったほうが効率的かつ合理的であると考え。

よって、下水道局所管の工業用水の使用に伴う汚水の下水道料金徴収事務を委託することによって、下水道局の徴収事務費用の削減と事務作業の効率化が図られるので、水道局へ委託することを、検討されたい。

意見(1-19)「せせらぎの里」の無休化(本文64頁)

「せせらぎの里」は、月曜定休で2名を常駐させているが、都民サービス向上の観点から、委託費を極力増やすことなく、特に夏季などに、週1回の定休日を減らすことによって、より多くの都民に楽しんでもらえるよう、開園日の拡大を検討されたい。

意見(1-20)下水道局全員(非管理職)に対する下水道業務手当の見直し(本文66頁)

下水道局では、下水道局の管理職を除く全職員に対して一律に、特殊な業務に従事した場合の各種手当とは別に下水道業務手当として「基本給の4%相当額」730百万円を支給している。

下水道局が業務手当を支給している理由は、災害対応や事故対応、巨大な施設の24時間監視等々困難な業務であるという業務の特殊性および職員に対し業務能率昂揚を図ることにある。

しかし、下水道事業全体に手当を支給すべきほどの特殊性があるとは考え難く、また、業務能率昂揚を図る方策が、必ずしも業務手当を一律に支給することである必要はない。

よって、これまでも下水道業務手当の支給率の削減や支給対象から管理職を除外するなどの努力が認められるが、さらに社会経済情勢を十分に踏まえ、業務手当の支給廃止もしくは段階的引下げを検討されたい。

< 契約に関する指摘と意見 >

意見(1-21) 日本下水道事業団の管理諸費率の低減化努力(本文 67 頁)

日本下水道事業団に下水道施設の建設工事(66 億円、平成 14 年度)を委託しているが、設立以来、管理諸費の算定率である管理諸費率(金額により 3.3~5.3%)は変更されていない。

日本下水道事業団は、組織変更に伴い役員数を 10 名から 8 名に減らすなどの対応を開始している。仮に 0.5%でも管理諸費率を低減できれば、平成 14 年度を例に計算すると、約 3 千万円の工事費の縮減となる。

よって、今後、日本下水道事業団に対して、組織のスリム化等を通してコスト削減を徹底させ、管理諸費率を低減するよう交渉努力されたい。

意見(1-22) 市場価格の実勢を反映する予定価格の策定(本文 73 頁)

現在は、経済調査会や建設物価調査会等が作成している資料(積算単価の基礎資料)に基いて使用する資材を、一つ一つ積上げて上限価格を算定しているが、価格が下落しているデフレ現象に追付けず、価格が高止りしている傾向が見受けられる。

よって、建築物や道路舗装などの費用を面積、体積当たりで計算した価格を、「市場価格」と比較するなど「市場価格」を予定価格に反映できるような積算方法に、改善されたい。

指摘(1-1) 毎年の見積単価の見直しの実施(本文 74 頁)

下水道管渠の補修のために使用する材料の「部分補修用内面被覆材」は、下水道局施設管理部管路管理課が見直しをする必要があったが、当該特殊材料については、電話による聴取調査を行った結果、材料単価に変動がないものと判断して、平成 14 年度において単価改訂を行っていなかった。

よって、下水道局計画調整部が単価設定の対象としていない特殊な部材についても、使用する各部署において、今後見積り依頼の経緯が明確になるような見積方法の採用と単価決定の事実を文書として記録しておくように、改善されたい。

意見（1-23）長期継続工事における発注の取扱いの見直し（本文 78 頁）

現行の随意契約については、法令等に則した理由により契約締結しているが、工事を分割して継続工事（随意契約）とした場合、当初工事を低い価格で落札し、金額の大きいその 2 工事以降を随意契約することができるので不合理である。

よって、工期の長い大型工事などについては、予算および国庫補助制度を勘案しながら、可能なものから長期請負契約の適用も含め、工事発注から入札の手続きについて、より一層競争性と透明性が確保できるよう、検討されたい。

意見（1-24）作業および業務委託契約における適切な競争性の維持（本文 82 頁）

公共下水道の管渠補修、管渠清掃、下水等処理の 3 業務に関して、契約金額の上位 15 件を見た場合、45 件中 14 件が同一業者が同一種類の業務で受注しており、それら取引の落札比率の平均も 98.5%および 97.1%と極めて高い比率となっている。

流域下水道事業における施設管理業務委託について、共同企業体の構成員に、一部組替があるものの全ての処理場で、5 年間、同一の業者が業務を受託している。全取引 35 件（7 処理場×5 年間）のうち「落札比率が 99%以上である取引」が 20 件で、過半数を占めている。

よって、指名競争入札の実施において、業者の選定範囲を拡大し、電子入札を含む電子調達方法を実施するなど、より競争性が機能するような仕組みを構築するよう、十分に検討されたい。

< 経理に関する指摘と意見 >

意見(1-25) あるべき退職給与引当金の会計方針(本文 86 頁)

下水道局の退職給与引当金残高は 158 億円で、繰入基準は、退職給与要支給額の当期発生増差額である。しかし、貸借対照表計上額(退職給与引当金残高)は、期末退職給与要支給額に対して 393 億円不足している。

よって、引当不足額を計上していくため、規則的・計画的に(たとえば定年までの平均残余年数 13 年など)適当な年数を以って充足していくことを、早急に検討されたい。

ただし、一般会計負担相当額(雨水処理対応分)については、これを計上しないというのもひとつの方法である。

意見(1-26) 修繕引当金の計上方法の見直し(本文 88 頁)

修繕引当金の算定は、期末現在で修繕費用の支出が確実な案件について、その額を合理的に見積って計上すべきであって、過去の実績と当期の支出額に直接の影響を受けるものではない。また、支出額は引当てた対象について修繕した場合には、その目的使用として取崩すべきである。

よって、現在使用している固定資産について、将来発生していくと見込まれる修繕費用を見積って計上するとともに、目的に即した支出は取崩しを行うことによって、より適切な会計処理を行うよう、実施されたい。

指摘(1-2) 暫定使用した建設仮勘定の本来の固定資産への振替(本文 90 頁)

平成 14 年度末に建設仮勘定に計上されている残高のなかには、管渠の一部が完成して、貯留管として暫定使用しているにもかかわらず、本来の固定資産に振替えておらず、建設仮勘定に計上したままの管渠が 461 億円ある。

よって、暫定使用といえども当該使用部分については、償却資産に振替えたうえで、減価償却を実施されたい。

意見（1-27）有形固定資産の減価償却の開始時期（本文 92 頁）

「地方公営企業法施行規則」第 8 条第 6 号は「各事業年度の中途において取得した有形固定資産の減価償却については、使用の当月又は翌月から月数に応じて行うことを妨げない。」と定めている。つまり、使用に供した時点から減価償却を行うことができるかとされている。

よって、「収益と費用との適正な対応」つまり「適正な期間損益計算」を実施するという視点から、供用開始時から減価償却を実施するようにされたい。

意見（1-28）資産計上すべきソフトウェアの会計処理（本文 94 頁）

下水道局においても、システム開発費用については、地方公営企業の立場から、民間事業の基準に合わせ、ソフトウェアごとに無形固定資産として稼働状況等、管理の対象とすべきである。

よって、今後、システム開発に係るソフトウェアの会計処理に当たっては、システムがすべて構築されるまでの制作途上において支出した金額については、無形固定資産の建設仮勘定等に計上し、システム稼働時において、ソフトウェアとして無形固定資産に計上し、一定の償却期間を定め、減価償却することにより正確なコストを算出すべきであるので、地方公営企業として公正妥当と考えられる会計処理を行うよう、検討されたい。

意見（1-29）委託料整理簿の整備と有効な管理の実施（本文 95 頁）

北部第二管理事務所においては、工事委託に伴い委託先企業に概算払いをする際に、事務処理要領に定められた委託料整理簿（様式 8）を作成せず、工事費内訳整理簿の裏面に時系列で記帳した概算払額を消込方式で管理している。

委託料整理簿は、工事施工に係る事務処理要領によって作成が義務付けられているが作成されていない。

よって、委託料整理簿を作成されたい。

なお、委託料整理簿は概算金の精算状況、概算金と精算金との乖離などが一覧できるため、管理帳簿として優れており、委託料整理簿による有効な管理をされたい。

指 摘（1 - 3）固定資産に係る取得経費の適切な配賦（本文 98 頁）

固定資産の計上に当たって取得価額のほか、取得に要した費用を取得経費として配賦（資産化）しているが、そのうち直接的にも間接的にも関係のない部門の費用は取得行為と関係がない。

よって、間接部門の費用で直接建設工事に跡付けできない費用を工事配賦事務費から、除かれない。

意 見（1 - 30）計画的・効率的な固定資産の実地調査（本文 101 頁）

流域下水道において、平成 13 年度は固定資産システムの移行作業があったこともあり、実態調査を行っておらず（システム・データと台帳との照合を実施）、また平成 14 年度においては多摩都市整備本部から南多摩処理場の移管に伴う調査を行ったが、他の流域下水道の処理場は実態調査を行っていなかった。

よって、今後は、区部および流域下水道の双方で「部にあっては当該部の長、本部にあっては管理部の長および所にあっては当該所の長」が経理部と一体となって、全処理場を対象に計画的かつ効率的に実態調査を企画・実施されたい。

その際、個々の固定資産の重要性に加え、全資産への網羅性も意識しつつ、循環的棚卸の実施を計画立案することが望まれる。

指 摘（1 - 4）長期未精算金の適切な会計処理と事務処理の適正化（本文 103 頁）

平成 5 年度に発生した営業未収金 2 件 353 千円、平成 11 年度に発生した営業外未収金 50 千円については、回収見込みがないため貸倒処理すべきであり、平成 6 年度に発生した未払金 525 千円については、時効期間をすでに経過しているため雑収入に計上して精算すべきである。

また、相手先の倒産等、特別の管理を要する債権・債務が発生した場合には、遅滞なく施設管理部管理課に報告して、法的手続に万全を期すると同時に、一般債権とは分別して管理し、事務処理担当者交代に際しては、原議書の所在を含めて十分な引継ぎが行われるべきものとする。

よって、債権等の分別管理、適切な会計処理、所管課への適時の報告および事務引継事項の基準等の制定等を、すみやかに図られたい。

意見（1 - 31）企業債発行差金の発行月からの償却の実施（本文 105 頁）

企業債発行差金も割引発行に基づく利息という性格が強いものである以上、企業債の発行によって調達された資金が運用されている期間に対応して償却していくべきものとする。地方公営企業法施行令上もそのように解釈することができる。

よって、発行月から月割で償却していくことを、検討されたい。

指 摘（1 - 5）下水道施設の損傷に係る補修費用の請求の取扱い（本文 106 頁）

中野区内の下水道取付管が、道路工事に伴い破損していたことが判明し、工事を請負った共同企業体が損傷の責任と費用負担することを認めた。下水道法第 18 条に基づく請求には、設計監督事務費を含めることになっているが、今回請求した金額には、約 20 万円の設計監督事務費が含まれていなかった。

よって、今後は下水道局として統一的な事務処理をさらに周知徹底をし、同様のことが発生した場合には請求できる設計監督事務費分を含めて請求するように、図られたい。

意見（1 - 32）流域下水道が負担する総係費等のより適切な算定方法（本文 108 頁）

流域下水道が負担する総係費等は、総係費の 8 割以上が人件費等の課税対象外項目であるが、総額から単純に消費税相当額を控除していること、および、退職金の負担について建設部門の人員が考慮されていないために、8,200 万円少なく算定している。

よって、税込金額を基に人員比率で按分した金額に 100 / 105 を乗じて損益計算書上の税抜金額を算定するのではなく、人件費相当額は税抜金額を基礎として算定するよう、計算方法を見直されたい。

また、退職金については、建設部門の人員に対する金額も総係費に計上されている実情に則して、建設部門の人員も含めた人件費比率で按分するよう、計算方法を見直されたい。

意見（1 - 33）管理組織単位ごとにおける原価管理意識の高揚（本文 110 頁）

各管理事務所をはじめ、下水道局全体の原価管理意識を向上させ、よりきめの細かい原価管理を普及することが必要と考える。

よって、現在、下水道局で構築する各管理事務所の業務管理に有用な原価情報を提供するシステムの導入を、鋭意進められたい。

また、将来の課題として、人件費、光熱費など本局で予算計上する費用や設備管理その他の原価についても、各管理事務所単位にフィードバックし、各現業部門の業務の責任者が同時に原価管理責任者として機能するためには、各職掌の責任者が費用の発生総額を随時把握・相互比較等ができるような仕組み（原価管理制度）が必要となってくるので、その構築を図られたい。

さらに、処理場別維持管理コストについては、動力費や施設管理業務委託費ばかりではなく、燃料、薬品、汚泥処理経費などの項目も含めてより詳細な比較分析を行い、さらなる処理場の維持管理コスト縮減の検討をされたい。

< 流域下水道に関する指摘と意見 >

意見(1-34) 下水処理場のネットワーク設備による効率化の促進(本文 112 頁)

下水処理場のネットワーク化に合わせて光ファイバーを敷設することで、処理場運営の効率化と管理コストの削減等のメリットがある。しかし、今後は設備投資が多額化されていく可能性が強く予想されている。

多摩川上流処理場および八王子処理場それぞれが単独で焼却炉を更新した場合には、概算でそれぞれ 80 億円、合計 160 億円要するところ、連絡管方式を採用した場合には、約 120 億円で済む計算になる。

よって、ネットワーク拡大化に関して、経済性と有効性について具体的な数値をもって、事前評価を十分に行って、実施されたい。

意見(1-35) 新しい技術の採用による管理費の削減(本文 114 頁)

超微細散気装置の導入により年間動力費を約 2 億円削減可能と試算されている。

また、活性炭方式から生物脱臭に変更することで、維持管理費を約 1 億 4 千万円削減可能と試算されている。

よって、新しい技術の採用により、処理場の維持管理費を大幅に削減できる可能性があるため、費用対効果を見極めた上で、超微細散気装置や活性炭方式から生物脱臭への転換など、新技術の導入を積極的に図られたい。

<東京都下水道サービス株式会社に関する指摘と意見>

意見(1-36) 指導監督責任の十分な遂行(本文116頁)

東京都下水道局の監理団体であるTGSにおいて、以下のことが判明した。

経費の執行管理が不十分であること

部門別業績把握が不十分であること

よって、下水道局は監理団体に対する十分な指導監督責任を遂行するため「東京都下水道局所管東京都監理団体指導監督基準」を定めて指導監督を実施しているところであるが、以上のように不十分なところもあるので、TGSに対する十分な指導監督責任を遂行されたい。

また、TGSの売上高総利益率は、受託事業全体で収支均衡する水準にあると思われるが、中には高めの粗利益が出ているものもある。

よって、局発注事業を現在より少しでも低廉な金額で委託できるよう、TGSに対して、個別業務の原価をより一層厳密に管理するよう、指導監督することが望まれる。

意見(1-37) 管理業務委託費の積極的な見直し(本文117頁)

有明処理場の管理業務は、東京都下水道局、江東区および東京都臨海熱供給株式会社の三者が平成8年度からTGSに委託している。委託契約によると、将来的に増加が見込まれる修繕費により管理報酬が増加する仕組みとなっている。また、管理報酬以外に別途定められている人件費についても当初から見直されていない。

よって、管理報酬の算定の仕組みおよび現場管理費の妥当性について、実態に沿った管理業務の委託費となるように見直すべきであり、三者の総会において定期的に検討されたい。

農林水産事業の補助金等について

第 1 監査の概要

1 監査の種類

監査の種類は、法第 252 条の 27 第 2 項に基く「包括外部監査」である。

2 監査の対象

監査の対象としたのは産業労働局が行っている「農林水産事業の補助金等について」である。

第2 農林水産事業の補助金等の監査の結果

< 総括的事項に関する指摘と意見 >

意見(2-1) 東京農業の特徴を見据えた補助事業へのシフト化(本文132頁)

都内の農地面積割合や農産物の生産額等において、市街化区域内農地は大きな役割を果たしており、営農意欲の高さが伺われる。しかしながら、これらの地域に投入される農業補助金は農業振興地域の1/4に過ぎず、施策対象地域に大きな偏在が見られる。

また、農家の営農意欲とは無関係に一律的補助事業が行われており、都市農業の生残り策の一つである農産物ブランド化への取組みも十分ではない。

さらに、安全で新鮮な農畜産物を都民に供給するための流通システムの整備も遅れており、従来型のハード事業を中心とした補助事業体系の見直しが求められている。

よって、全国一律で定められている補助事業の基準を見直し、都市農業を積極的に支援する新たな基準を設けるよう国に要請していくほか、営農意欲の高い農家を育てる観点から補助事業を見直すこと、また、農産物の付加価値を高めるためのブランド化への取組みや安全で新鮮な農畜産物を供給するための総合的な支援策を実施するなど、東京農業の特徴を見据えて、現状の補助事業の方向を見直すことを検討されたい。

意見(2-2) 島しょ漁業関連補助事業見直しの望ましい方向(本文135頁)

島しょ漁業に関連した補助事業を行ってきた結果、概ね施設整備(ハード事業)は充足されつつあるが、今後の課題は、整備した施設の利用率を上げていくことである。

よって、東京都の目指す「自立安定した漁業」を確立していくため、流通チャネルの整備や地域ブランドの確立、特に、東京産ブランド水産物の開発、育成および販路の拡大が重要であり、そのほか、観光振興と連携した地元水産物の消費拡大などの販売対策の施策や、水産資源の確保に向けた施策の展開に軸足を移していくことを、検討されたい。

意見(2-3) 補助金交付における評価制度の充実(本文 139 頁)

都は平成 13 年度から行政評価制度を導入し、農林水産関係の補助事業についてもその見直しを行うこととしているが、今回の監査の時点では、つぎの問題点が認められた。

評価方法、目標設定が明確でないこと

補助金に対する有効性を評価するという観点が低く、有効性を評価するための成果の確認も一部しか行われていないこと

少額補助金の一部については、その効果に疑問があること

よって、補助事業の経済性、効率性、有効性を確保するために、たとえば一定規模以上の補助事業については、新たに事業に着手する前にその必要性や事業効果などの評価を行い、また、事業成果の事後的検証についても定期的を実施するなど、評価制度の充実を図られたい。

意見(2-4) 補助事業の事後評価実施の必要性(本文 141 頁)

都が単独で実施している補助事業は、事業の完了時に、必要に応じて現地調査等によって完成案件の確認を行っているが、一部の事業を除き、利用状況の調査が行われていない。また、事後的に 3～5 年間の計画の達成状況の実績報告を受けているものであっても、事後評価を行っていない。

よって、都の単独補助事業についても、事後利用状況等に係る報告収集体制を農林水産部として統一的に検討し、補助事業の効果について、事後評価を行われたい。

意見(2-5) 見積り損益計算書の必要性(本文 143 頁)

災害復旧補助事業等は別として、たとえば、農業施設に対する補助等収益の見込まれる事業に対して補助する場合には、事業の成否を判断するために、少なくとも 5 年間程度の見積り損益計算書の作成を求めるべきである。

よって、中期損益計算書(5 年間程度)の提出を求め、補助金交付の前に、その内容を十分に吟味するよう、事前審査のあり方を改善されたい。

意見（2-6）事業点検調査表の効果的な利用（本文 145 頁）

平成 15 年 3 月より補助金審査等に必要の一連の手続きが実施されているかどうかを確認するために「事業点検調査表」を作成し、交付申請から補助金の交付までの手続きが適切になされているかを確認することとしている。

しかし、金額の決定過程の妥当性に関しての検討項目がなく、交付を決定した妥当性を判定する基準がない。また、チェックリストに確認した事実を示す証拠（記載事項）が残されていない。

よって、金額の決定過程の項目を追加し、審査した証拠を残しておくために最小限度の証拠書類を添付するように、改善されたい。

指摘（2-1）原始証拠の審査対象化（本文 147 頁）

現行の都で実施する補助事業の審査においては、各地方公共団体に対して所定の報告様式の書類の提出を求め、書面審査を実施しているにすぎないことが多い。しかし、特に事務費部分の補助金が相当部分を占めるとされる補助事業においては、使途が補助の目的に起因するものか否かは、既定様式に基づく実績報告書のみでは判然としないため、現行の自己申告ベースの実施報告書に拠る限り、実施報告書上の記載内容を検討して審査したとしても、補助事業の執行状況の妥当性や執行取引の実在性に関する審査には限界がある。

よって、審査に際しては、各地方公共団体から求めている実績報告書と併せて、少なくとも当該補助事業に係る証拠の提出まで義務づけ、必要に応じて何件か抽出した団体については現地へ直接赴き、実績報告書の添付資料として提出した証拠との突合を行い、取引記録の実在性、計上金額の妥当性並びに発生経費の財源として補助事業予算から支出したことの妥当性を確かめる手続を、実施されたい。

意見(2-7) 補助事業における事業決定・審査の充実(本文 151 頁)

一般的な補助事業の審査に当たって、都は審査において、(ア)国の補助事業であることと(イ)町が事業主体であるという条件のもとに、基本的には補助事業として補助金を支払ってしまえば、業務としては終了するという考え方に立っている傾向が強い。

その場合、補助事業の有効性や経済性を評価することができず、非効率的、非経済的な補助に終わってしまいかねない。

よって、都としては、補助事業の審査を行うに当たって、提出してくる損益計算書(5年間程度)の内容を十分に審査するとともに、とくに、そこに計上されてくるべき 人件費や 減価償却費等の計算要素に漏れがないかどうか、並びに計算根拠の妥当性を、審査されたい。

意見(2-8) 補助事業の総括的な審査体制の整備(本文 152 頁)

農林水産部における補助行政の執行が農業、林業および漁業に分けて実施されているため、審査書類の整備、審査の実施状況等が統一されておらず、審査事務が、必ずしも同一に行われてはいない。

よって、審査事務を統一的行うため、総括的な審査を実施されたい。

< 評価の充実が必要なものに関する指摘と意見 >

意見(2-9) 活力ある農業経営育成事業の総合的評価の実施(本文 156 頁)

活力ある農業経営育成事業に関して、補助事業の趣旨がどれくらい達成できたか、目標実現にどれくらい寄与できたかを検討する場合においては、事前的にも、事後的にも総合的に検討することが必要である。

練馬区の農産物直売所「ふれあいの里」においては、都民のふれあいを目的とした2階の研修会用の部屋および3階の多目的ホールを評価の対象としていない。また、事業実施に当たっての収支計画の検討や実施後における損益計算書等による損益状況の評価が行われていない。

八王子市に対する直売所の整備に関しては、改善目標を直売所の売上高としているが、農業経営を改善するという観点からは適当な目標値ではなく、売上数量や利益等の数値目標も加えるべきである。

よって、都としては補助金を交付する以上、補助金の目的が達成され、無駄のない効率的な補助金行政を行えるよう、事業成果の全体が評価できるような状況報告を求めるよう指導されたい。

意見(2-10) 農作物獣害防止対策事業の実績報告の時期(本文 158 頁)

実績報告書には、従来は事業完了後5年間の事業導入効果を報告させることにしていたにもかかわらず、平成15年度にいたって「翌年度のみ提出すればよい」というように改正した。

獣害被害は、山林に野生獣の食べ物が豊富に存在するか否かといったその年の気象条件によっても大きく左右されるため、一年間だけでは効果が把握できないし、翌年度の5月提出では、もっとも被害が大きい時期の実績を報告することができない。

よって、侵入防止施設の防止効果を把握するために、実績報告書の提出を元の5年間に戻し、事業実施の翌年度以降5年間程度の報告とその実績の評価を行うようにされたい。

意見(2-11) 林道開設補助金の費用対効果測定の必要性(本文 159 頁)

林道開設には毎年多額の予算が組まれ、執行することによって、適正な森林施業の推進、林業生産性の向上および林業就労条件の改善等、すなわち、適切な森林管理や 造育林コスト低減並びに 重労働の軽減を図ること等を目的として、林道開設が行われている。

ところが、実際に経済的効果並びに地域の有効的活用等があったかどうかの検証は行われていない。

よって、林道開設の費用対効果を把握するため、林道開設による経済効果報告書(事後報告)を市町村から徴し、事業継続の必要性を審査する際の参考とするように、検討されたい。

< 審査手続過程における改善が必要なものに関する指摘と意見 >

指 摘 (2 - 2) 補助事業に伴う事務費等の適切な措置 (本文 162 頁)

農村総合整備事業の事務費等で購入したパソコンについて、当該補助事業で購入は認められているが、平成 13 年度にも購入しており、その事業目的に沿った必要性を勘案して計画的に購入すべきである。また、コピー用紙についても、庁舎全体で使用するコピー用紙を、一般予算のほかに各課の補助事業予算で分担して購入したものであった。

また、平成 14 年度における奥多摩町の多摩森林整備・林業振興推進事業 3,400 千円のうち、2,071 千円 (60.9%) は、消耗品費、燃料費、賃借料であるが、当該事業に使用したことを明確に示す証憑が整備されていなかった。

事務費等はあくまで補助事業に付随して財源措置されるものである以上、補助事業の遂行との関連性の説明がつかない経費は認められないはずである。

よって、補助事業として財源措置される事務費等の用途の妥当性について適切に審査を行うとともに、車両運行管理を確認する証憑等、明確に使用内容を示す書類を整備するよう、強く指導されたい。

指 摘 (2 - 3) 指名入札業者の選定に関する審査の見直し (本文 166 頁)

農村総合整備補助事業において 8 年間をかけて農村集落排水の整備事業を実施している。当該工事については、毎年度、指名入札により建設業者を選定しているが、指名業者 (ゼネコン) が 4 社のみに限定されており、しかも、毎年、入札参加業社の顔ぶれは全て同じであった。

工事の規模からゼネコンに資格を限定したこと自体は妥当性があると判断できるとしても、工事能力および社会的信頼性の点から言えば、大手あるいは準大手クラスのゼネコンであれば十分に実施可能であるにも関わらず、特定の 4 社のみが毎年指名されていることの十分な説明がつかない。

よって、公共工事における指名競争入札については、公共工事の効率性および競争性並びに透明性の確保の観点から、指名入札業者の選定要件は当該工事の遂行能力等の必要最小限に留め、取引実績の有無に係らず、広く参加できるように指導されたい。

意見(2-12) 補助事業に伴う公共工事の審査の見直し(本文166頁)

農村総合整備補助事業において、入札は毎年実施しているが、全て同一の業者が落札している。しかし、入札時に最も低い価格を提示した業者を選定しても、その後契約金額の増額変更を行うことにより、結局は予定価格までほぼ例外なく引上げられている。

これらの増額変更の内容の一部には、当初の設計段階で事前に必要とされた工事内容が含まれていたと判断されるものもある。

よって、現状における入札後の設計変更に伴う契約変更については、都として、その妥当性について厳格に審査されたい。

また、毎年度の入札後の契約金額の改定が、単に補助事業予算を使い切るために行われているものであると認定されるものがあれば、都の審査において、補助金の減額等の措置を講じられたい。

指摘(2-4) 実績報告書に事業の内容がより明確となるような報告書を添付することの必要性(本文168頁)

大中型まき網漁業等対策事業補助金交付要綱または自主的資源管理支援対策事業費補助金交付要綱に基き、補助事業者は、補助事業が完了したとき、「事業実績報告書」を提出することとなっているが、添付書類として補助の対象となっている協議会や検討会の議事の内容がより明確となるような報告書の提出を求めている。協議会や検討会などの会議の実施に対して補助を行う場合、補助対象事業の実在性やその成果を事後的に確認するためには会議の議事の内容をより明確にする報告書は必要である。

よって、今後は、議事の内容をより明確にする報告書を実績報告書の添付書類として提出を求められたい。

指 摘(2-5)会議の開催に対する補助事業における追加的費用に対する措置(本文169頁)

大中型まき網漁業等対策事業および自主的資源管理支援対策事業に係る事業実績報告の経費内訳および関係証憑書類について検討したところ、協議会や検討会の開催のための直接的な経費のほかに、当該事業に係る会議や事務打合せ等への出張旅費などが計上されている。

よって、このような追加的な経費も、協議会や検討会の運営上必要であり、補助目的に適合するということであれば、要綱等においてその経費についても補助対象とするなど、その取扱いを明確にされたい。

また、会議の開催や事務打合せなどを実施したごとに、実際にかかった経費や協議内容等が明確になるような報告書の添付および証憑書類の整理について、事業主体に対して指導されたい。

指 摘(2-6)瀬戸沢線林道開設事業における契約変更の際しての必要な手続(本文170頁)

瀬戸沢線(松原村)の林道延長事業において、当初計画の40m延長から14m延長に大幅に計画が短縮され、実行された。契約関係書類原簿の中には、当初に計画された40m延長の設計書は入っておらず、変更計画14m延長の設計書のみが綴られている。必要な書類を作成し、提出するという定められた手続が行われていなかった。

よって、今後は、適時に事業変更申請書を提出させるよう指導するとともに、契約書類の整備に遺漏なきよう、努められたい。

指 摘(2-7)生産緑地保全整備事業における契約の際しての必要な手続き(本文172頁)

事業主体が市から補助を受けている営農集団において、見積書の作成時期の乖離や日付の漏れがみられた。営農集団においても見積書の効力・有効性を認識すべきである。

よって、今後は、合理的な金額決定手続きを実施するよう、直接に補助事業を実施する区市に対し、指導を強化されたい。

意見(2-13) 林業特別会計の生産高度化資金並びに労働福祉資金における不良債権の管理(本文174頁)

林業特別会計事業の中で、個人林業者に対し、都が直接に審査し、貸出す制度が存在する。担当する都の職員は、財務審査・債権管理に関する十分な知識があるわけではないために、貸付返済が滞った場合、いつ、どのような返済督促手段を取るかは、組織的な対応が行われていないのが現状である。その結果として、平成14年度末時点で、金額ベースで11,323千円、期末貸付残に対して31.7%の延滞額が発生している。

よって、貸付審査段階において、金融の専門家の意見を聴取した上で審査する等の仕組みを構築されたい。

また、債権管理に関しては、債務者との交渉経過、法的措置を一覧できる書類を整備し、組織的な対応ができるように検討されたい。

< 補助事業の統合、廃止などの見直しをすべきものに関する指摘と意見 >

意見(2-14) 少額補助金の整理統合の必要性(本文178頁)

1 事業当たりの交付金額が100万円に満たない少額の補助金が22事業あり、事業数全体の23.4%を占めている。これは、国の補助要綱等の事業区分が細分化されていることに原因があるとしても、1万円の補助金と1,000万円の補助金で事務量に大きな差は生じないことから、社会全体で非効率になっていることになる。

よって、都自身が整理統合するとともに、国に対して事業区分の整理統合の要望を行うことを、検討されたい。

意見(2-15) 中山間地域直接支払制度補助金の見直し(本文181頁)

中山間地域直接支払制度補助金が少額であることについては、制度上の問題であり、少額補助金であることをもって、その効果を一概に否定することはできない。

しかしながら、交付される補助金の額とほぼ同額の事務経費を要しているのは、経費効率上問題である。

よって、事務の内容を見直し、効率的な執行が図られるよう検討されたい。

意見(2-16) 林業普及事業補助金の見直し(本文181頁)

林業普及事業として、毎年少額の補助金が支出されている。森林・林業ファンを増やすための地道な普及努力は必要であるが、対象はごく少数であり、普及効果は小さいと考えられる。また、この少額の補助金を支出するために、補助金に見合わない事務コストが発生している。

よって、補助事業については、廃止を含め今後のあり方を検討されたい。

意見(2-17) 内水面域振興活動推進事業の見直し(本文182頁)

内水面域振興活動推進事業は、国の事業にそのまま上乘せする形で事業実施しているため、国の事業費の少なさ(450千円)を反映して、非常に少額(225千円)の補助金となっている。補助金は、金額が少額であっても、事務手続きに要する間接経費は人件費を含めそれ相応にかかることから、事業の実施という観点から見ると非効率となっている。

よって、たとえば観光振興などを含む他の事業との統合をするなどして、補助金事務の効率的な執行を検討されたい。

指 摘(2-8) 多摩森林整備・林業振興事業の見直し(本文183頁)

多摩森林整備・林業振興事業では、特定区域を定めて森林整備・林業振興を図り、いわばモデル地区を作上げることが本来の目標であるが、昨今の木材価格の低迷から伐り控えられ林業生産が停滞し、森林の整備も滞りがちになっており、本来のモデル地区づくりとはなっていない。

よって、木材価格の低迷など林業の構造的な要因を踏まえ、新たな森林整備や林業振興事業の目標を明確にして実施する等、そのあり方を検討されたい。

指 摘(2-9) 農村住宅団地育成事業補助の継続の可否(本文186頁)

農住組合の設立認可申請期限が平成23年5月であり、組合設立の合意に要する期間を考慮すると、計画策定は終える時期が近づいている。

補助をした計画の大部分が実施に移行していないのに、補助を続けてきたものの、結果として補助の効果は少なかったことになる。

よって、補助の効果が少ない事業については、補助を中止するよう、図られたい。

<その他の事項に関する指摘と意見>

意見(2-18)小規模土地改良事業の経済的・効率的な発注方法の促進(本文189頁)

青梅市木野下地区の343.6mの農耕用道路(小規模土地改良事業)と橋梁の工事が平成10年から15年度にかけて6年間に分割して、地元業者に発注している。

道路にしても橋梁にしても、細かく分割して発注しているのは、予算執行が年度毎に細分化されているからである。

補助金を受けた当該市において5年間分の道路工事を一括して1社に、また、橋梁工事についても1社に一括発注すれば経費削減ができたはずである。

同一の工事もしくは関連する工事は、一括して発注したほうが発注側の仕事にしても受注した側の設計事務や段取時間が大幅に引下げられるので、全体の工事代金の引下げが可能になるはずである。

よって、同一の工事もしくは関連する工事について、対象事業を重点化して配分し、ひいては全体の工事代金の引下げを行えるよう、検討されたい。

意見(2-19)林道の同時並行工事の重点的実施(本文191頁)

林道延長工事は同時並行で進められており、多くの林道が少しずつ延長されているだけで、早期に完成すれば、それだけ早く効果が期待できるという視点が考慮されていない。

よって、同時並行で工事を進めることをせずに、経済的効果の高い林道の完成を優先させ、特に進捗率が高い(たとえば70%以上)収束路線は、一気に工事を完成させることによって利便性を高めるよう、実施されたい。

意見(2-20) 沿岸漁業構造改善事業および島しょ漁業振興施設整備事業における施設の取替更新等を視野に入れた施策展開と指導(本文193頁)

整備した施設に係るその後の経理状況を見ると、減価償却費は補助金部分を控除した自己資金部分(圧縮記帳後の残高)を対象として計上しているのみで、将来の取替更新に備えての積立て(内部留保)が行われていない。これでは、施設の老朽化により、取替更新が必要になった時に、再度、補助金の交付を受けなければ、設備等の取替更新ができないことになる。

よって、「自立安定した漁業者・漁業団体への脱皮」という水産業振興の基本的方針に向かい、将来の取替更新ないし大規模な修繕を視野に入れた内部留保が可能となるよう、収益力向上を図るための流通改善などの関連施策の展開や施設の有効活用に向けた指導をされたい。

意見(2-21) 沿岸漁業構造改善事業および島しょ漁業振興施設整備事業における望ましい耐用年数の適用(本文193頁)

補助金で取得した資産の使用期間(耐用年数)については、国からの指導もあり、税法基準を適用しているが、波浪条件の厳しい島しょ地域にあっては、塩害により、通常より短い期間しか使用できないのが普通である。

よって、自然環境に合わせて合理的な耐用年数を適用できるよう国に要望することを、検討されたい。

監理団体の経営管理について

第1 監査の概要

1 監査の種類

監査の種類は、法第252条の27第2項に基づく「包括外部監査」である。

2 監査の対象

監査の対象としたのは、以下に掲記した「監理団体の経営管理について」である。

東京都下水道サービス 株式会社
財団法人 東京都農林水産振興財団

第2 監査の結果

<東京都下水道サービス株式会社>

指 摘(3-1)取締役会の運営の在り方(本文208頁)

商法は「取締役会は、会社の業務執行を決し、取締役の職務の執行を監督する」ものとし、また、取締役は3ヶ月(四半期)に1回以上「業務の執行の状況」を取締役に報告することを要すると定めているが、TGSは実施していない。

よって、取締役会がより有効に機能するためにも、3ヶ月(四半期)に1回以上取締役は、会社の「業務の執行の状況」を取締役に、報告されたい。

意 見(3-1)取締役会の活性化(本文210頁)

取締役は、職務を遂行する際、違法な行為に及ぶことを未然に防止するための法令遵守体制を確立すべき義務があり、取締役の善管注意義務および忠実義務に該当するものと解されている。また、社外取締役を導入する目的は「経営者に対して、独立かつ客観的な立場から、経営の行動を慎重に監視する」ことであり、効果的に機能すれば「違法・不正な行為の可能性を防止し、もしくは警告を行う」ことができるし、そのように期待されている。

よって、今後、TGSのコーポレート・ガバナンスの機能を高めていくためには、社外取締役および監査役という「社外の第三者の立場からみる批判的なもしくは建設的な評価」が必要であると考えるので、取締役会において機能する取締役の役割および監査役が本来の役割を果たしえるような取締役会の運営を、検討されたい。

意 見(3-2)余剰資金の有効活用(本文213頁)

TGSの剰余金残高は資本金1億円に対して、25億円にもものぼっている。

また、資産総額約43億円のうち、営業債権や、固定資産以外の資金(金融資産)としては、19億円を保有している。

TGSは設立以来、事業継続性のために内部留保の充実を一つの大きな経営目標としてきた。その結果、一定規模の内部留保が手当てされてきた以上、今後もその方針でいくだけでは、資金の有効活用という視点からは十分とはいえない。

よって、TGSとしては、主要取引先で大株主である東京都と積極的に協議等を行って、TGSの資金を有効に活用できるような事業計画の立案、あるいはPFI事業への参加など経営方針の見直しについて、検討されたい。

指 摘（3 - 2）有明処理場の管理者としての適切な資産管理（本文 214 頁）

TGS が管理受託者として預かっている現預金については、東京都、東京都江東区および 東京臨海熱供給株式会社の三者に対して定期的に残高報告等をしている。ところで、定期預金 30,000 千円については、預金証書を預かっているものの、TGS の会計帳簿に記載されていず、簿外管理されていた。

よって、TGS としては、業務に直接影響するものでないにしても、本件物件の管理受託者としての責任があるので、TGS の財務諸表に全ての預金を預金勘定として取込むと同時に、預り預金については預り金として計上されたい。

指 摘（3 - 3）長期未収入金の管理（本文 216 頁）

駐車場料金に係る長期未収入金となっている原因としては、所在不明で督促できない事例が多く、しかも時効の中断を行っていないものが多い。

よって、支払いが遅延し始めた場合に「早目に督促する」体制作りをされたい。

指 摘（3 - 4）特許権の管理の徹底（本文 217 頁）

平成 14 年度中に 5 件の出願案件の審査請求期限が切れて、再度出願手続を行っている。当該案件は、民間会社との共同出願であり、主として民間会社が手続を行っていたため、再出願に関する費用も民間会社が負担しているが、TGS としても審査請求を催告するなどの措置を講ずるべきであったと考える。

よって、重要な資産となりうる特許権は、TGS にとって重要な財産であるという位置付けをもって、十分に管理をする必要があるので、その仕組みを作ることを、検討されたい。

指 摘（3 - 5）減価償却計算の誤りとその修正（本文 218 頁）

ソフトウェアを購入した時に誤って工具器具備品として処理し、耐用年数 6 年、残存価額 10%として処理した。平成 12 年 3 月の決算時に誤りに気付き、無形固定資産に振替えるとともに、耐用年数 5 年、残存価額をゼロとして計算し直したが、初年度の計算誤りは修正していない。

よって、今後、このような科目誤り等を後日発見して修正する場合には、過去の計算誤りをも修正して、本来のあるべき償却計算を実施されたい。

指 摘(3-6) 賞与引当金の設定の必要性(本文 220 頁)

税法上の賞与引当金は、平成 10 年に法人税法が改正され、それ以降 5 年間の経過措置において廃止されることになったため、法人税法の規定に従って処理している TGS では、平成 16 年 3 月期から賞与引当金を全額計上できないことになり、引当しない方針である。

しかし、TGS が、作成する財務諸表が適正な財政状態と経営成績を示すためには、賞与引当金を計上しなければならない。

よって、賞与引当金は、従業員の過去の勤労に対する労務対価で、会社としては当該労働を仕入(購入)れた債務であるから、決算期末日において、当該会計期間が負担すべき賞与の見積り額を賞与引当金として、計上されたい。

意 見(3-3) 退職給付債務の計上の必要性(本文 222 頁)

固有職員の退職年金については、直近の年金財政上の責任準備金から年金資産を控除した金額を、退職給付引当金として計上することが望ましいと考えるので、検討されたい。

平成 15 年 7 月 31 日現在の責任準備金と年金資産の額は、以下のとおりである。

責任準備金	28,629 千円
保険料積立金	20,261 千円
差 額	8,368 千円

意 見(3-4) 都からの派遣職員の退職金要支給額増加額計算と原価管理の利用(本文 222 頁)

TGS の経営に要するコストとして、東京都からの派遣職員の在職期間中における期末自己都合退職金要支給額の増加額を発生主義で把握して、「適正な損益計算に基づく事業別損益の業績評価」を可能とする必要がある。

よって、派遣職員(期末退職者を含む)の期末自己都合退職金要支給額 1,560,106 千円を引当てるに必要な、平成 14 年度期末自己都合退職金要支給額増加額 8,454 千円を取込んだ原価管理のための資料を作成し、原価管理に資することを、検討されたい。

意見(3-5) 税効果会計の適用(本文 224 頁)

企業会計と税務会計には、収益もしくは費用の計上時期と益金もしくは損金とされる時期との間に差異が発生してくる。このように益金もしくは損金としての認識の時期がずれることによって、企業利益と課税所得との間に大きなずれが発生してくるので、財務諸表が適正な経営成績を示すためには、調整をしなければならない。この調整を行うものが「税効果会計」である。

TGS は退職給与引当金(経過措置がある)と賞与引当金を設定するものとすれば、平成 16 年 3 月期において、いずれも法人税法上廃止されているので、損金認容されないため企業会計上の税引前当期利益と課税所得との間に大きな差異があらわれてくる。そのため適正な経営成績を示すためには、税効果会計を採用することが望まれる。

よって、TGS が作成する財務諸表が適切な財政状態と経営成績を示すために、税効果会計を採用されたい。

意見(3-6) 重要な会計方針(注記)の充実化(本文 226 頁)

TGS は、貸借対照表に脚注として有形固定資産の減価償却累計額を注記しているほか「重要な会計方針」を記載しているが、以下に掲げた項目を含め、その他にも関連する重要な会計方針があり、また、注記が一部欠落しているので、追加記載することが必要と考えるので、検討されたい。

有価証券の評価基準および評価方法

棚卸資産の評価基準および評価方法

税制上の適格退職年金制度を採用しているので、その概要

意見(3-7) デリバティブ取引に係るリスク管理方針の明文化(本文 228 頁)

TGS は、変動金利ユーロ円債 1 億円に対し、同債の金利を固定化するために円金利スワップ契約を締結している。

当該取引自体は、金利を固定するために行われたもので健全であるが、デリバティブ取引は、明確なリスク管理方針に従って行わない場合には、不測のリスクを伴う可能性があり、また、ヘッジ会計あるいは特例処理の適用が可能か否かは、リスク管理方針に照らして、取引実行時に慎重に決定する必要がある。

よって、リスク管理方針を明文化して、明確に管理するとともに責任の所在を明らかにするよう、検討されたい。

意見(3-8)業務別原価管理の実施の必要性(本文 231 頁)

TGS が行っている部門別収支管理においては、部門ごとの人件費配分が適正に行われていないなど、原価管理が徹底されていない面がある。

よって、下水道局からの受託業務の収益状況について、原価管理(利益管理)ができるような原価管理システムを構築するよう、検討されたい。

また、従来、減価償却費は、すべて共通部門費としているが、平成 14 年度には粒度調整灰製造プラントの建物を取得しており、今後は、直接関係する減価償却費については、部門ごとに計上するよう、検討されたい。

指 摘(3-7)SPR 工法の使用許諾に伴うロイヤリティのうち、実施実績のない企業からの報告の入手の必要性(本文 232 頁)

実施料に係る実績報告に関して、施工実績のある 15 社からは文書による報告を受けていたが、施工実績のない残りの 23 社については、TGS の担当者が電話で問い合わせ、施工がない旨を確認しているだけで、施工実績がないことを確認できる書類がなかった。

よって、不正や事故防止のため、施工実績がない企業からも、代表者等からその旨の報告書を入手し、TGS 内部で承認の上、保存しておくべきで、今後は必要書類を入手し、保管するよう図られたい。

意見(3-9)企業法務・企業会計・税務等の研修と民間人の中途採用等による管理部門の充実化(本文 234 頁)

会社の本社管理部門は、東京都からの派遣職員が根幹を担っているが、2 年から 3 年で異動になることもあり、東京都の業務で経験していない会社の法務や会計・税務については、より熟達した人材を必要としているのが実情である。

企業経営上、会社自身が法務や会計・税務について一定の理解と関心を持つのはむしろ当然であり、今後、導入が期待される税効果会計や減損会計等の適用に当たっては、法人税法等に関する基本的な知識は不可欠である。

よって、固有職員の研修の充実並びに企業法務、企業会計および税務の知識を持つ民間人の中途採用の検討に加え、東京都からの派遣職員についても、企業会計・企業法務および法人税法等に関する知識を深めるよう、研修など具体的な方策を実施されたい。

指 摘(3-8) 交際費の経費削減と記録保存の必要性(本文 236 頁)

TGS が平成 14 年度に交際費等として税務申告上処理した金額は、36,322 千円に及んでいるが、交際費は、長期不況下では民間会社が真っ先に削減する経費である。

TGS は、下水道局事業を補完・代行するための第三セクターであり、その経営に当たっては、あらゆるコスト削減の努力を実施し、可能な限り受託費の低減を図らなければならない立場にある。したがって、TGS は、事業執行方法を含め、常に徹底した経費の見直しを行い、交際費の削減に努める必要がある。

また、平成 14 年度に交際費として処理された金額のうちに、使用目的、相手先、同席者等の記録がないものがある。

よって、TGS は、交際費について規程を整備し、使用目的、相手先、同席者等の記録を残して、より明瞭で透明な支出手続きを行うよう、改善されたい。

指 摘(3-9) タクシー券の使用についての社内規程等の必要性(本文 237 頁)

タクシー券の精算方法は、口頭による精算で済まされており、使用実態を確認する領収書の提出を義務付けしていない。

よって、タクシー券の旅費交通費等としての利用条件等を社内規程として確立するとともに、実際に使用した後は、領収書の提出を義務付けし、利用目的をも記載させるよう、改善されたい。

< 財団法人 東京都農林水産振興財団 >

指 摘 (3 - 10) 東京都栽培漁業センターの管理運営委託事業における不要な支出の処置 (本文 239 頁)

受託事業の執行に係る証憑書類を検討したところ、平成 14 年 4 月から平成 15 年 9 月までの間、使用していない場長の官舎の水道の基本料金 (1 ヶ月当たり 861 円) と電話の基本料金 (1 ヶ月当たり 3,118 円) の支払いが認められた。

監査期間中に、休止手続きを取られたが、今後、同様なケースがあった場合には、適切に処理されたい。

指 摘 (3 - 11) 東京都栽培漁業センターの管理運営委託事業における経理区分の実施 (本文 239 頁)

受託事業の執行に係る経理区分では、東京都栽培漁業センターの管理運営委託と災害対策種苗生産委託について、経理区分をせずに執行している。

よって、受託業務の経理に当たっては、各々の経理を区分して会計処理をされたい。

意 見 (3 - 10) 東京都栽培漁業センターの管理運営委託事業の見直し (本文 239 頁)

東京都栽培漁業センターの管理運営委託は、これまで一貫して、都の監理団体が受託している。また、事業の実施方法も、実費精算方式で、受託者側に利益が残らない方法になっている。

よって、受託者側が執行努力により事業の効率化、経済化を図って執行努力のインセンティブが生まれるような受託契約ができるように都に対して申し入れを検討されたい。

併せて、執行努力のインセンティブが働きやすく、効率的な事業実施を図ることができるような組織のあり方を同様に検討されたい。

意見(3-11) 屋上緑化事業の原価管理の徹底(本文 241 頁)

農振財団は、都よりヒートアイランド対策事業の一環として「都立荏原病院」の屋上にモデル事業として「屋上緑化事業」を受注し、実施した。

受託金額は 31,280 千円で、発注金額 28,353 千円であり、差引いた利益は 2,927 千円である。農振財団が管理しているのはここまでである。

しかし、これに一定の条件を設けて計算した人件費と管理費を賦課して 1,958 千円の純利益となる。

よって、新しい(モデル)事業もしくは公益的事業であったとしても、今後は、原価管理を徹底するよう、検討されたい。

意見(3-12) 収益事業と公益事業の明確な区分と利益管理(本文 242 頁)

農振財団は「モデル事業である」という認識のもとに屋上緑化事業について非収益事業と判断し、一般会計に含めて処理している。しかし、今後の事業展開によっては、法人税法施行令第 5 条(収益事業の範囲)のなかの請負業もしくは仲立業等に該当する可能性がある。

よって、今後、同様の事業を展開する場合には、収益事業と公益事業の区分を、より明確にするとともに収益事業の事業損益を明確(より厳密な原価計算を採用すること)にし、損益計算を実施するよう、検討されたい。

指摘(3-12) 物品等実地棚卸に係る調書の作成と保存(本文 244 頁)

農振財団は農林水産部の立会いのもとに、借用資産について実地棚卸を行っており、使用不能等のものについては、農林水産部が貸与資産明細書の上で、消去しているが、実地棚卸に関する調書が残されていない。

よって、農振財団としては、使用者、管理者の責任の所在を明確にしておくこと、また、都の財産管理に資するためにも、今後は、都と協議し、実地棚卸しの手続を明確にするとともに、都の立会いのもとに棚卸調書を作成し、都に提出し、都の財産管理に役立てられたい。

指 摘（3 - 13）苗木生産供給事業における無形財産の財産管理（本文 244 頁）

農振財団が行っている苗木生産供給事業は、東京の緑化推進と植木の生産振興および農地の保全を図るための受託事業である。

この苗木を管理するコンピューターソフトである「苗木生産供給管理システム Windows 版」を、平成 14 年 3 月 31 日、導入した。その金額は 28 百万円（税込）で、都の予算から支出されており、都の財産である。農振財団は、借用している物品について期末日現在で「物品管理簿」を作成し、都に報告している。ところで、このソフトが、この物品管理簿に計上されていない。

よって、都並びに農振財団はコンピューターソフトについて「無形の財産であっても、価値ある財産である」ため、有形の財産と同様に、帳簿に記録するとともに財産として、管理されたい。

意 見（3 - 13）苗木生産供給事業における原価の認識と供給の在り方（本文 248 頁）

東京都苗木生産供給事業は、みどり豊かな都市づくりのため公共緑化や知事が指定した緑化地区へ苗木を安定的に供給するものであり、また、都市内の貴重なみどりの空間である農地の保全を図ること等を主たる目的としているため「苗木を無償で供給する」としている。

しかし、下水道局等の地方公営企業は収入をもって支出（費用）を賄うこととされているが、この費用が回収する費用から除かれてしまう。また、他の一般会計部門への無償供給は、無償である限り、たとえば、建設局が建設し、管理する「公園の維持整備並びに道路と街路工事に実際に要した費用」を正しく把握することができないことになる。

こうした原価管理は苗木の育成を受託している農振財団だからできるものと考えられる。

よって、農振財団は都と十分に検討し、無償支給の場合には供給先への苗木原価の周知、また一部の事業については有償譲渡の可能性などについて、検討されたい。

指 摘(3-14)有形固定資産の適正な管理(本文249頁)

有形固定資産とくに可動性の有形固定資産について、毎年、一定の時期を設定して、棚卸を実施するよう規定を設けるとともに、その規定に従って、農振財団としての財産を適切に管理していくためにも実地棚卸をする必要があるため、今後は計画的、規則的に実施されたい。

また、農振財団が会計規程で定めている減価償却につき、適正に実施されたい。

意 見(3-14)借入金の金利に関する適切な管理の実行(本文251頁)

農林漁業金融公庫からの借入金の金利は、3.5%のものが中心で、なかには4.25%のものもある。これは市場金利に比し、高い利率である。

他方、農振財団の資金は、預金残高は一般会計を含み6億円もある。

よって、特約により、繰上返済が困難なことは理解できるが、交渉を重ねて繰上返済を行って、金利負担を軽減すべきである。また、それができないまでも市場金利に対応した低い金利への切替えを要請すべきものと考えるので、積極的に検討されたい。

指 摘(3-15)計算書類の作成の適正化(本文252頁)

基本財産として表示されているものの中には、一般会計、強化基金会計が含まれている。また、資金範囲に棚卸資産である堆肥が含まれている。

よって、計算書類の作成は、公益法人会計基準等に従い、適正に行うよう、会計処理手続きのチェック体制の見直しを、図られたい。

意 見(3-15)野菜価格差補給金制度における支払い時期の迅速化(本文256頁)

農振財団は「野菜価格差補給金制度」の窓口となっていて、この制度の事務局的役割を担っている。この制度は野菜価格下落に対する所得補償の機能を有しており、その意味では所得補償保険に類似している。

国の助成金は、決定と同時に支払われるが、10~12月期の野菜については、農振財団、農協を通して、実際に農家に支払われるのは4月である。

農家に対して助成するという意図からすると事実の発生から支払いまで4ヶ月を要しているのは長いと判断される。

よって、農振財団は、農協等を含め事務処理の改善を行って、早期の支払いができるように図られたい。

指 摘（3 - 16）野菜価格差補給金制度における望まれる原価管理（本文 256 頁）

農振財団は野菜価格安定対策事業として「野菜価格差補給金制度」を行っているが、この事業は、国と都および生産者が一定の資金を積立てて行うものであり、生産者の契約の窓口は農協である。農振財団は、野菜価格安定法人として事業を実施している。

この事業に当たって農振財団の職員（都派遣嘱託員）1人が担当しているが、その人件費については、都から補助されている。しかし、野菜価格安定対策事業には、この補助金も、また、当該人件費と共通費等の配賦をしていないので、この事業の本当の利益管理を行っていないことになる。

よって、この事業の損益計算が明確になるように人件費並びに共通費等の配賦とそれに対応する都の補助金収入を対比して示すことにするよう、検討されたい。

意 見（3 - 16）就農支援資金の管理事務委託手数料の見直し（本文 257 頁）

就農支援資金制度は、農業内外から新たに農業に就農しようとする青年に対し、研修および就農の準備に必要な資金を無利子で貸付ける制度である。

この貸付金の管理のために、社団法人全国農村青少年教育振興会と業務委託契約を結び、年間委託料を支払っているが、貸付金台帳等は、パソコンの表計算ソフトで作成できる程度の簡易な表であることもあって、本件貸付金に係る委託業務の内容は、差程の労力を要するとは思われない。

よって、就農支援資金制度の管理費の節約のため、社団法人全国農村青少年教育振興会に対する委託料の縮減を、要請されたい。

指 摘（3 - 17）青年農業者確保育成推進事業における業務従事実績の明確化（本文 258 頁）

東京都青年農業者確保育成推進事業の実施に関連して、農振財団に補助金が交付されている。

実績報告書をみると平成14年度決算額13,508千円のうち1名分の人件費10,839千円は、育成センターの管理業務のほか農振財団の管理業務に従事している者に支給されていた事実がある。

よって、補助事業に従事している者で、他の管理業務にも従事している場合には、業務日誌等を備置しておくことによって業務の従事実績を明らかにしておくようにされたい。

指 摘（3 - 18）雑費勘定の適切な処理（本文 259 頁）

農振財団の平成 14 年度の総勘定元帳を精査した結果、雑費勘定の中に不適切な経理処理を発見した、すなわち、諸謝金として計上すべき報酬、委託金として計上すべき費用が含まれていた。

よって、雑費勘定を含め、全ての勘定科目の処理について農振財団の勘定科目取扱要領に従った会計処理を行うとともに、職員の教育・研修を実施されたい。

意 見（3 - 17）局長による監理団体の長の兼任の見直し（本文 261 頁）

産業労働局の局長が農振財団の理事長を兼任しているが、委託料を支払って業務の実施を任せている相手側であるため、外観上、

独立性

透明性

公正性

の視点から問題があると考える。

よって、行政上の監督すべきある立場の長が監理団体の長と兼任する件について、見直しされたい。